

## 垂直積雪計算及び風圧計算資料

### 垂直積雪量計算について

津山市建築基準法施行細則第 20 条 政令第 86 条第 3 項の規定により，市長が定める垂直積雪量は，別表（い）欄に掲げる町又は字の区域に応じて，同表（ろ）欄の式により計算した数値とする。

別表（第 20 条関係）

（い）町又は字の区域	（ろ）垂直積雪量を求める数式
阿波 (旧 阿波村)	$d=(h-424) \times 0.0036 + 2.11$
加茂町物見，加茂町河井，加茂町山下，加茂町知和， 加茂町青柳，加茂町塔中，加茂町小中原，加茂町斉野谷， 加茂町戸賀，加茂町黒木，加茂町倉見，加茂町宇野， 加茂町原口，加茂町行重，加茂町檜井，加茂町百々， 加茂町中原，加茂町成安，加茂町下津川，加茂町公郷， 加茂町桑原，加茂町小淵 (旧 加茂町)	$d=(h-235) \times 0.0036 + 0.82$
新野東，西上，西中，西下，新野山形，日本原，市場， 大岩，大吉，奥津川，上村，中村，杉宮，坂上，原， 安井，上野田，下野田 (旧 勝北町)	$d=(h-172) \times 0.0004 + 0.40$
坪井上，坪井下，中北上，宮部上，宮部下，中北下， 南方中，一色，神代，久米川南，領家，宮尾，くめ， 戸脇，桑下，桑上，福田下，八社，油木下，油木上， 油木北，里公文，里公文上 (旧 久米町)	$d=(h-129) \times 0.0004 + 0.50$
上記に掲げる区域以外の区域 (旧 津山市)	$d=(h-100) \times 0.0004 + 0.40$

この表において，d および h は，それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量（単位 メートル）

h 建築物の建築場所の標高（単位 メートル）

津山市は政令第 86 条第 2 項による多雪区域の指定はありません。

### 風圧計算について（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示 1454 号）

（ 1 ）地表面粗度区分は、

・都市計画区域内 粗度区分

・都市計画区域外 粗度区分 ただし高さが 13m を超える場合は粗度区分

（津山市は粗度区分 と は定めていません。）

（ 2 ）風速  $V_0$  は、津山市： $V_0=30(\text{m}/\text{秒})$